

～稲沢市消防施設等設置補助金～

消防及び防災に使用する消防施設等を自主防災会で購入・設置される場合、購入される消防施設等の単価（防災資機材については合計額）の3分の1（1,000円未満（消火器は100円未満）は切り捨て）以内を予算の範囲内で補助します。（各自主防災会につき、同一年度1回限り。）

注1 必ず消防施設等を購入する前に申請してください。購入後の申請は認められません。

時 期	実 施 項 目
事業を行う (購入する) 約3週間前	<p>補助金の申請</p> <p>① 補助金等交付申請書（様式第1号） ② 事業等計画書（様式第2号（その1）） ③ 予算額調（様式第2号（その2）） ④ 振込口座票（通帳のコピー要添付） ⑤ 見積書の写し ⑥ 消防施設等の設置・配備場所を示した設置計画位置図（任意様式） ⑦ 防災倉庫の新築及び改築をされる場合は、「設計図面等」 ※ <u>上記①～④の書類は市ホームページよりダウンロードすることができます。</u></p> <p>以上の書類（以下「申請書類」という。）を提出。 提出先…防災安全課、各支所・市民センター</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>問合先 建設部 防災安全課 電話 0587-32-1275（ダイヤルイン）</p> </div>
申請書類 提出後約1週間	<p>「補助金等交付決定通知書（市から郵送します。）」の受領 ※ <u>保管しておいてください。ただし、市へ返却・提出する必要はありません。</u></p>
事業の 着手・完了	<p>領収書の受領をお願いします。（防災倉庫の設置事業の場合は完了写真の撮影もお願いします。） 防災倉庫を新築される場合は、防災倉庫正面に防災倉庫名を明示してください。</p>
事業完了後 約1週間	<p>補助金の請求</p> <p>① 補助事業等完了報告書（様式第6号（その1）） ② 決算額調（様式第6号（その2）） ③ 補助金等交付請求書（様式第7号） ④ 完了写真及び領収書の写し ※ 完了写真は防災倉庫の設置事業のみ必要となります。 ⑤ 消防施設等の設置位置図（任意様式） ※ <u>上記①～③の書類は市ホームページよりダウンロードすることができます。</u></p> <p>以上の書類（以下「請求書類」という。）を提出。 提出先…防災安全課、各支所・市民センター</p>
請求書類 提出後 約1か月	<p>補助金の受領</p> <p>※ 指定口座へ補助金の振込をします。 ※ 振込に関する「口座振込通知書」は郵送しませんので、通帳記帳等で確認をお願いします。</p>

補助の対象

小型動力ポンプ（規格 B 2・B 3・D 1 級）

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合するものとします。

消火器

国家検定合格済の街頭用 A B C 粉末消火器（10 型）

設置する場所は、地域の住民の方が直接利用できる場所とします。

一般家庭に設置するものは補助対象として認められません。

格納箱・詰め替え費用は補助対象とはなりません。

消防用ホース

消火栓又は小型動力ポンプに使用するものとします。

格納箱・ノズルは補助対象とはなりません。

防災資機材

下記一覧表の示す防災資機材が対象となります。

防災倉庫内若しくは地区集会場等地域住民が災害時に即座に利用できる場所に備蓄するものとします。

倉庫

- 1 延面積 5 m²以上の規模とします。（申請時に図面が必要です。）
- 2 新築及び改築事業の本体工事費（建物の基礎、く体、屋根造作及び仕上部分）。
ただし、新築事業で「稲沢市地区集会場整備費補助金交付要綱」が適用された場合は、補助の対象外となります。
- 3 新築事業の場合は、倉庫正面に「〇〇〇自主防災会防災倉庫」等の倉庫名を明示してください（完了報告時に写真が必要です。）。

補助率及び補助限度額

消防施設の種類		補助率	補助限度額
小型動力ポンプ	B 2 級	購入費用の 1 / 3	334,000 円
	B 3 級		267,000 円
	D 1 級		67,000 円
消火器	街頭用（10 型）		2,500 円
消防用ホース	消火栓用 小型動力ポンプ用		4,000 円
防災資機材	下記一覧表の通り	購入合計額の 1 / 3	100,000 円
防災倉庫	新築及び改築	工事費用の 1 / 3	新築 200,000 円 改築 100,000 円

対象となる防災資機材一覧表

防災資機材	救助用資機材	ハンドマイク、メガホン、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、ジャッキ、スコップ、バール、とび口、つるはし、工具箱、担架、救命ロープ、はしご・脚立、ウィンチ、ハンマー、掛矢、のこぎり、斧、鉄線ばさみ、リヤカー、一輪車・台車、自動体外式除細動器（AED）、その他救助活動に必要な資機材
	避難生活用資機材	浄水機（ろ水機）、小型造水機、救急医療セット、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯器具、防災テント、防災マット、シート、毛布、車椅子、組立水槽、ポリタンク、携行缶、コードリール、ラジオ、その他避難生活に必要な資機材

* 食料など消耗品だけの申請は、認められません。

救助用資機材（例）

ハンドマイク、メガホン	発電機
	
チェーンソー	エンジンカッター
	
チェーンブロック	ジャッキ
	

スコップ	バール
	
とび口	つるはし
	
工具箱	担架
	
救命ロープ	はしご・脚立
	

<p>ウィンチ</p>	<p>ハンマー</p>
	
<p>掛矢</p>	<p>のこぎり</p>
	
<p>斧</p>	<p>鉄線ばさみ</p>
	
<p>リヤカー</p>	<p>一輪車・台車</p>
	
<p>自動体外式除細動器 (AED)</p>	
	

避難生活用資機材（例）

浄水機（ろ水機）



小型造水機



救急医療セット



簡易ベッド



簡易トイレ



炊飯器具



防災テント



防災マット、シート



毛布



車椅子



組立水槽



ポリタンク



携行缶



コードリール



ラジオ

